

15. 安全設備規則及び関連検査要領における改正点の解説 (簡易型船舶自動識別装置)

1. はじめに

2024 年 12 月 26 日付一部改正により改正されている安全設備規則及び関連検査要領（日本籍船舶用）中、簡易型船舶自動識別装置に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2025 年 4 月 1 日から施行される。また、2025 年 4 月 1 日より前に建造契約が行われる船舶であって、2029 年 4 月 1 日より前に船舶所有者に引き渡されたものについては、2025 年 4 月 1 日以降に主要な変更もしくは改造を行うか、又は 2025 年 4 月 1 日以降の最初に行われる定期検査の時期までに、当該装置が備えられることの確認を受けることが必要となる。

2. 改正の背景

2022 年 4 月に発生した小型旅客船の事故を踏まえて国土交通省にて船舶の安全について検討された結果、小型船舶の航海設備や無線設備に関する要件が一部強化され、一部の船舶に簡易型船舶自動識別装置の搭載が義務化された（船舶設備規程及び船舶検査心得の改正が、それぞれ令和 6 年 3 月 26 日付国海安第 182 号及び第 181 号にて通知された。）。

後述するように、本会に登録された船舶のうち、強化された要件の適用対象となるものは非常に限られているものの、交通船等が対象になり得ると想定されるので、船舶設備規程及び船舶検査心得の一部改正に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 安全設備規則（日本籍船舶用）2 編 2.1.2-1.(6), 2.1.3-1.(8), 2.1.4-4.(28), 表 3.2 及び 4 編 2.5.1(3)において、提出図面、船上検査、船上に保持すべき図面、定期的検査での現状検査及び製造所における試験の項目の一覧に、それぞれ簡易型船舶自動識別装置を追加した。
- (2) 安全設備規則（日本籍船舶用）4 編 3.2.8-1.において、次のすべてに該当する船舶に、簡易型船舶自動識別装置の搭載を義務化する旨を規定した。

(a) Coasting Service 又はこれに相当する付記を有する船舶

(b) 船舶自動識別装置及び浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備えない船舶

(c) 海上運送法上の船舶運航事業に従事し、人の運送を行う船舶

なお、(b)について補足すると、一般に、船舶自動識別装置については、国際航海に従事しない船舶のうち、総トン数 500 トン未満の船舶又は湖川のみを航行する船舶には搭載義務がなく、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置については、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外の船舶のうち、平水区域もしくは瀬戸内又は平水区域から 2 時間以内で往復できる海域を航行する船舶には搭載義務がない。従って、主な適用対象は、沿海区域を航行する船舶のうち、平水区域から 2 時間で往復できる海域を航行し、海上運送法上の船舶運航事業に従事し、人の運送を行う総トン数 500 トン未満の船舶である。

なお、日本籍船舶用の安全設備規則 1 編 1.1.2 において、旅客船（12 人を超える旅客定員を有する船舶）については同編にかかわらず国内法規等に適合しなければならない旨規定している。従って、本会の規則上で扱う「人の運送を行う船舶」としては、平水区域から 2 時間以内で往復できる海域を航行する交通船や洋上風力発電設備支援船等（旅客定員が 12 人を超えないもの）が適用対象となり得ると想定している。

- (3) 安全設備規則検査要領（日本籍船舶用）4 編 3.2.8-1.において、「本会が適当と認める簡易型船舶自動識別装置」の用語につき、国が定める無線設備規則第 45 条の 3 の 4 第 3 項に規定するものである旨の説明を新設した。